

# 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会審査報告書

鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

## 1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄  
(西伯郡大山町大山39-5)

2 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

## 3 審査結果

鳥取県立大山駐車場の指定管理者の選定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を深く理解した上で、事業計画の検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、またこれまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

## 4 審査の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
後藤 洋次郎（委員長）	後藤洋次郎税理士事務所所長
荒金 恵美子（副委員長）	大山町女性団体連絡協議会副会長
前原 勝樹	米子工業高等専門学校建築学科教授
福元 芳子	皆生温泉おかみ会会長
廣瀬 龍一	鳥取県西部総合事務所地域振興局局長

### (2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成28年7月28日（木）  
指定管理者制度及び鳥取県立大山駐車場の概要説明、審査要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成28年10月12日（水）  
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 管理運営の方針 等	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進等) ・管理の基準 (利用時間、休場日、利用料金の設定、個人情報保護、情報の公開等) ・施設設備の維持管理及び衛生管理の水準の妥当性 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 ・利用者等の要望の把握の妥当性	55

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画の妥当性	10
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の財政基盤、経営基盤の妥当性</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・人材育成の方針及び職員への研修計画</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人の社会的責任の遂行状況</li> <li>（障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定等）</li> <li>・当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	35

(4) 審査結果及び意見

	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (55点)	39.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山寺の観光客が年々減り、地元のお土産屋さんが次々と減っていく中ですが、駐車場が利用しやすくなり、沢山のお客様が大山に来られるよう努力されていると思います。</li> <li>・大山開山1300年を迎えるに当たり、(一社)大山観光局が引き続き指定管理者となるのがベストと考えます。大山を熟知しており、地域との連携やノウハウの蓄積、どれをとっても合格です。</li> <li>・大山を拠点に自然を楽しみながらスポーツやイベントを実施する等、山陰・大山エリア全体の観光振興につながる取組について、さらに期待したい。</li> <li>・平日の屋内駐車場開放により、利用者のサービス向上と収益性のアップを図るなど工夫が加えられている。</li> <li>・個人情報保護の意識向上の方策を盛り込んでほしい。</li> </ul>
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (10点)	6.6	・これまでの経験と改善により、経費管理を含め適切に見通しを立て運営されていると感じられる。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (35点)	21.2	・人材育成の研修計画について、口頭で説明があったが、事業計画書に具体的な記述を盛り込んでほしい。
	総合評価 (100点)	67.0	

## 5 指定管理候補者の事業計画の概要

利用時間	終日		
休場日	大山国立公園 駐車場 (博労座)	無休	
	大山屋内駐車場	冬季 (スキー場営業期間) 以外	
	大山国立公園 上楨原駐車場	冬季 (スキー場営業期間) 以外	
利用料金	大山国立公園 駐車場 (博労座)	冬季以外	無料
		冬季	乗用車 1,000円 (※平日利用者を対象に減免制度有) 大型バス 2,400円 マイクロバス 1,800円 二輪車 100円
	大山屋内駐車場	平日及び連泊2日目以降	1,000円
		土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)	1,500円
	大山国立公園 上楨原駐車場	無料	
利用料金の減免	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者、精神障がい者等の利用 (介護者を含む)</li> <li>○要介護認定者、要支援認定者の利用 (介護者を含む)</li> <li>○県が主催 (共催、後援) する事業の実施関係者の利用</li> <li>○官公署等の公務による利用等</li> <li>○やむをえない事由による短時間の利用</li> </ul>	
	一部免除	○平日の大山国立公園駐車場利用 (乗用車に限る)	
県への納付	利用料金収入額の16%		
利用促進策	<p>○ (一社) 大山観光局とグループ会社によるイベント・ツアー企画及び情報発信機能を活用して大山のPRに努めるとともに、旅行会社等に対しては、旅行商品を造成する上で必要な観光素材を提供し、利用促進に向けた取組を積極的に推進する。</p> <p>○アンケートなどを活用しながら利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい環境整備や料金徴収体制等の改善策を検討し、満足度向上に努める。</p> <p>○サービス向上策として、屋内駐車場の平日割引価格を設定する。屋内駐車場を利用することにより、荒天時における乗降や更衣時の環境改善及び、帰宅時に時間を要す車の除雪が不要になり、利便性の向上に繋がる。</p>		
利用者要望の把握及び対応方針	<p>HPや意見箱、スキー場に対する意見等から利用者の要望を把握する。</p> <p>これらの声を真摯に受け止め、駐車場運営、地域全体、施設連携の中で活かしていくよう分析し、日々の運営管理に反映させる。</p>		